

令和8年5月11日

公 告

防衛省陸上自衛隊

福島駐屯地業務隊長

佐久間 忍

陸上自衛隊福島駐屯地創立73周年記念行事において、来場者に対しサービスの提供を行うため、野外交店の出店業者等を募集します。

希望者は、関係事項を承知の上、お申し込みください。

記

1 公募に付する事項

(1) 業務件名（公募業種）

ア 物品販売

イ 食料品（生ものは除く。）・飲料販売

ウ くじ引き、ヨーヨー釣り、射的等のゲーム

(2) 実施日時

令和8年9月13日（日）0900～1500（小雨決行）

(3) 設置場所及び名称

福島県福島市荒井字原宿1

陸上自衛隊福島駐屯地売店エリア（野外）

1区画（間口4m×奥行3mを基準とする。）（有料）

2 応募資格

(1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

(2) 業務の全部又は一部を第三者へ委託することなく、野外交店の経營業務の全てを自社で遂行できること。

(3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは營業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (9) 飲食を提供する業者等については、必ず、福島市保健所に確認（申請等の処置）を行うこと。
- (10) 各業者はゴミ箱等を設置し、撤収後は環境の美化に留意すること。

3 出店について

- (1) 使用面積に対して、行政財産使用料(土地の使用料)が徴収されます。
- (2) 出店場所に制限があるため、希望者多数の場合は提出書類に基づき、総合的審査の上、出店業者を決定します。
- (3) 出店に当たっては、駐屯地内の規則を遵守していただきます。なお、各種感染症の状況、災害派遣等の部隊の行動及び荒天等により行事を中止する場合は別途連絡いたします。

4 応募手続き等

- (1) 出店希望者は、募集要領をダウンロード又は応募用紙を配布いたします。
 ア 公告の期間5月11日（月）～5月22日（金）でダウンロード
 イ 郵送等での配布、令和8年5月11日（月）～5月27日（水）の間、お問合せ先で配布もしております。
- (2) 5月27日（水）の翌日以降の募集要領の配布はできません。
- (3) 応募締め切りを6月8日(月)としますので書類提出は必着でお願いいたします。

5 お問合せ先

- (1) 住 所
 〒960-2156
 福島県福島市荒井字原宿1
 陸上自衛隊福島駐屯地業務隊厚生科厚生班
- (2) 連絡先
 電 話：024-593-1212（内線376・379）
 メール：adm.gsvc.fukusima-nea@inet.gsdf.mod.go.jp
 担 当：尾形・草野